

長野県環境影響評価条例の見直しについて

1 条例見直しの必要性

- (1) 本県では、長野県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）と環境影響評価法（以下、「法」という。）により環境影響評価制度の一体的な運用を図ってきたところであるが、平成 25 年 4 月 1 日に改正法が施行され新たな仕組みが導入されたことから、条例についても所要の改正を行う必要がある。
- (2) リニア中央新幹線の環境影響評価では関係都県と連携しながら手続を進めたが、法対象事業に対する条例の適用等の規定において、他都道府県と比較して不十分と考えられる点が明らかになったため、条例の規定の見直しを行う必要がある。
- (3) 大規模太陽光発電事業など従来は想定していなかった種類の事業による大規模な開発が行われ、森林の伐採等に伴う環境への影響が懸念されているため、こうした社会状況の変化等に適切に対応することが可能となるよう、条例の対象事業の種類や規模の見直しを行う必要がある。

2 条例見直しの主な検討項目

(1) 法改正に伴う対応

| 項 目 | 備 考 |
|-----------------------------|-----------------------|
| ① 計画段階環境配慮書手続の導入※ | 20 都道府県で導入済（H26.7 現在） |
| ② 方法書における要約書の作成及び説明会の開催の義務化 | 条例の規定はないが実施 |
| ③ 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化 | 条例の規定はないが実施 |
| ④ 事後調査報告書の公表の義務化 | |

※計画段階配慮書手続の詳細は別紙 1 のとおり

(2) 他都道府県を参考に導入

| 項 目 | 導入都道府県 |
|---------------------------|--|
| ① 法対象事業に係る 条例手続の適用 | 事業着手、事後調査関係 群馬、山梨、静岡、岐阜等 36 都府県 |
| | 立入検査、報告聴取、勧告・公表 群馬、山梨、静岡、岐阜等 31 都府県 |
| ② 方法書に係る住民意見に対する事業者の見解の提出 | 山形、山梨、三重等 8 府県 |
| ③ 事後調査 | 事後調査計画書の作成、提出、公表 東京、静岡、石川等 9 都府県 |
| | 事後調査報告書等に対する住民意見 の提出 北海道、埼玉、神奈川、山梨、静岡、 徳島 |

(3) 対象事業の種類、規模の見直し

| 項 目 | 見直し理由等 | 導入都道府県数 |
|---------------|--|-----------------------|
| ①一定規模以上の土地の改変 | 大規模太陽光発電事業など新たな種類の大規模開発 事業に対する柔軟な対応 | 16 道府県※ |
| ②風力発電 | 法改正に伴い法と条例の対象事業が同規模 | 26 道府県 (うち法と同規模は5) |
| ③地熱発電 | 法対象規模未満の地熱発電施設が増加する可能性 | 25 都道府県 |
| ④送電線路 | 周辺県では対象事業としているところが多い状況 | 8 都県 |

※「工場又は事業場の用地の造成」として大規模太陽光発電が対象となる都道府県を含めると 27 道府県（別紙 2）

3 今後の進め方

- 専門家や市町村等の意見を伺いながら、平成 27 年中の条例改正を目途に検討を行う。
- 環境影響評価技術委員会に専門委員会を設置し、専門的な見地からの検討をお願いしたい。